

加古川食肉センターセリ機導入業務  
プロポーザル実施要領（公募型）

公益財団法人加古川食肉公社  
（平成 30 年 6 月）

## 1 はじめに

本実施要領は、加古川食肉センターセリ機導入業務に当たって、価格のみではなく事業者に係る業務実績、実施体制、企画力、専門性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するために必要な手続き等を示したものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名：加古川食肉センターセリ機導入業務
- (2) 業務内容：セリ機の導入
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで

## 3 提案金額の上限額

55,555,000円（税抜き）を上限とし、その金額を超えた提案は失格とする。

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川食肉センターセリ機導入業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに公益財団法人加古川食肉公社（以下「食肉公社」という。）に参加申込みをし、食肉公社から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに食肉公社に企画提案書等を提出し、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 食肉公社は、選定の結果、1位となった者を「契約候補者」、2位となった者を「次点者」とし、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に食肉公社と契約候補者との協議が整わない場合は、食肉公社は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本業務の日程については、「17 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加希望者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

参 加 資 格	(1) 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 3 月 16 日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。 (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (3) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。 (4) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。受けた場合にあっては、2 年を経過していること。 (5) プロポーザル参加表明書提出期限前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこと。 (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
業 務 実 績	過去3年間に於いて、食肉卸売市場等におけるセリ機導入実績があること。
そ の 他	その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、プロポーザル参加表明書（様式 1）に必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり食肉公社に提出すること。

- ① 関係書類：会社概要票（様式 2）、業務実績調書（様式 3）、会社概要（パンフレットなど任意）、納税証明書様式その 3 の 2 又は様式その 3 の 3（提出日から 3 ヶ月以内に所管の税務署で発行されたもの）
- ② 提出先：公益財団法人加古川食肉公社  
〒675-0321 加古川市志方町志方町 533 番地
- ③ 提出方法：持参又は書留郵便とする。  
(電子メールでの提出は不可)
- ④ 提出期限：平成 30 年 6 月 27 日（水）正午必着

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに食肉公社に到着しなかったものは受け付けない。

### (2) 資格審査

食肉公社は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、参加

資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式4）又は参加資格審査結果通知書（様式5）により、7月4日（水）までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって食肉公社に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明をした者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退書（様式6）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに食肉公社に提出するものとする。

10 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質問書（様式7）に質問事項を記載のうえ、7月10日（火）正午までに、電子メールにより食肉公社に送信すること。メールの件名は「加古川食肉センターセリ機導入業務に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、質問回答書（様式8）により、参加者全員に電子メールで、7月18日（水）午後5時までに回答する。

11 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1社につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、見積金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

企画提案書等提出届（様式10）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

「12 企画提案書の提案内容について」を参照のうえ、規定する項目順に作成すること。書式は任意とするが、用紙はA4とし、页数は表紙・目次を除いて30ページ以内とし、必ずページ番号を記入すること。

(2) 提出部数

企画提案書等提出届・・・1部

企画提案書・・・・・・・・・・7部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：平成 30 年 7 月 24 日（火）正午必着

方法：持参又は書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：公益財団法人加古川食肉公社

〒675-0321 加古川市志方町志方町 533 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに食肉公社に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、食肉公社が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) 企画提案書の取り扱い

① 企画提案書提出後、業者選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

② 提出されたすべての企画提案書は返却しない。

③ 提出された企画提案書は、複製を作成する場合がある。

12 企画提案書の提案内容について

以下の全ての項目について記載すること。

(1) セリ機導入に係る提案

セリ機導入の実施方法等についての具体的な提案内容。

(2) ソフトウェア

ソフトウェアの機能や情報の収集・伝達方法、操作性など。

(3) 導入スケジュール

提案内容の実施により、具体的にどのようなスケジュールでセリ機を導入するのか。

(4) データ移行等の業務

テスト、データ移行等において、加古川食肉公社・加古川中央畜産荷受株式会社の事務負担を抑制するための取り組みなど。

(5) 費用の抑制

保守点検費・維持管理費等の費用を抑制するための具体的な取り組みなど。

(6) リスク対応

故障・データ破損等が発生した際の対応などのいわゆるリスク対応の考え方。

(7) 会社の実績

食肉卸売市場等におけるセリ機の導入実績。

(8) 経費

見積金額（税抜き）を記載する。

※ 履行期間内に本業務を実施するための費用を提案金額の上限額の範囲内で記載する。

※ セリ機ソフトウェア及び買参人控室用モニターについては、別に契約を行うため、費用の内訳を記載する。また、当該費用に係る設定や設置調整工事費についても内訳がわかるように記載する。

(9) その他

本件業務の実施に当たり、経験、ノウハウ等から新たな提案などがあれば記載する。

13 契約候補者等の選定

食肉公社が設置する「加古川食肉センターセリ機導入業務プロポーザル選定委員会」が、「14 評価基準」に基づき業務提案書の内容を審査し、契約候補者等を決定する。

14 評価基準

	番号	評価項目	評価内容	配点
提案内容	1	提案内容の全体的評価について	提案書の内容が理解しやすく、整合性があり、セリ機導入に対する専門的なノウハウを活かした特長のある提案内容である。	30
	2	ソフトウェアについて	現行に比べて情報機能が強化されている。 買参人等に提供する情報を効率的に収集・伝達できる。 情報の入出力等、操作性が優れている。	30
	3	導入スケジュールについて	加古川中央畜産荷受株式会社の業務に支障をきたすことのないシステム構築スケジュールであり、スケジュールに工夫・提案がある。 不測の事態等も考慮した無理のない実施体制が組まれている。	10
	4	データ移行等について	テスト、データ移行等において、加古川食肉公社・加古川中央畜産荷受株式会社の事務負担を抑制するための工夫・提案がある。	10
	5	費用の抑制について	保守点検費・維持管理費等の費用を抑制するための工夫・提案がある。	10
	6	非常時対応について	故障・データ破損等が発生した際の対応、組織体制が確立されている。	10

	7	会社の実績について	同様又は類似業務の実績がある。	10
	8	その他	上記 1～7 以外で優れた提案内容がある。	10
価格		見積額について	最低提案額/各社提案額×60 点=評価点とする。	60
合計				180

#### 15 選定結果の通知について

食肉公社は、受け付けた企画提案書を評価基準に基づき審査し、その結果について 8 月 24 日（金）までに通知するものとする。

##### (1) 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 10)により通知する。

##### (2) 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 11)により通知する。

##### (3) 上記(1)及び(2)以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について(通知)」(様式 12)により通知する。

契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって食肉公社に説明を求めることができるものとする。

#### 16 契約締結に向けての協議

##### (1) 仕様等の確定について

食肉公社は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

##### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

##### (3) 契約保証金について

契約締結に際し、加古川市財務規則第 99 条の規定による契約保証金を納付しなければならない。

##### (4) 契約の相手方について

###### ① セリ機ソフトウェア及び買参人控室用モニター

契約者 加古川中央畜産荷受株式会社

② 上記①以外

契約者 公益財団法人加古川食肉公社

(5) 契約書について

契約書は、加古川中央畜産荷受株式会社及び食肉公社が用意したものを使用する。

17 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	平成30年6月27日(水)正午まで(必着)	様式1~様式3、必要書類	参加希望者⇒食肉公社
参加資格審査結果の通知	平成30年7月4日(水)までに通知	様式4又は様式5	食肉公社⇒参加希望者
質問締切	平成30年7月10日(火)正午まで	様式7	参加者⇒食肉公社
質問に対する回答	平成30年7月18日(水)午後5時まで	メールで回答 様式8	食肉公社⇒参加者
企画提案書提出	平成30年7月24日(火)正午まで(必着)	様式9 企画提案書 見積書	参加者⇒食肉公社 } 正本1部 副本6部
選定結果等の通知	平成30年8月24日(金)までに通知	様式10~様式12	
契約候補者との協議	平成30年9月4日(火)まで	—	—
次点者との協議	平成30年9月13日(木)まで ※	—	—
契約締結日(予定)	平成30年10月5日(金)	(契約書)	—
履行期限	平成31年3月29日(金)	—	—

※ 契約候補者との協議が整った場合は、食肉公社は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

18 その他

(1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ② 本実施要領に定める事項に違反した場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 本実施要領に定める方法以外で食肉公社職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと食肉公社が判断した



## 場合

- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は食肉公社に帰属し、食肉公社は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として当食肉公社の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については当食肉公社の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず食肉公社の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 契約締結日までに「7 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (7) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜食肉公社が判断するものとする。

## 19 問い合わせ先

（加古川市農林水産課内）

公益財団法人加古川食肉公社 担当：野村・松尾

電 話：079-427-9225

FAX：079-424-1373

E-mail：kakogawa-mc@bb.banban.jp

ko\_matsuo@city.kakogawa.lg.jp

## 20 施行期間

本要領は、平成30年6月6日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以上